

振込規定

1. 適用範囲

- (1) 振込依頼書または当金庫の振込機による当金庫および他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

2. 振込の依頼

- (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
- ① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。ただし、振込発信受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の発信となります。
 - ② 振込依頼書は、当金庫所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
 - ③ 当金庫は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。
- ① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。
 - ② 1回および1日あたりの振込金額は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。
 - ④ 振込資金が現金の場合は、依頼人名および依頼人の電話番号を正確に入力してください。
 - ⑤ 当金庫は振込機に入力された事項を依頼内容とします。
- (3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしてもこれによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。この場合、小切手、その他証券類による振込資金等の受入れはしません。

3. 振込契約の成立

- (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 振込機による場合には、振込契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
- (3) 前2項により振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、お取扱明細票（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込受取書等は、契約の成立を証明する書類となります。再発行は致しませんので大切に保管してください。

4. 振込通知の発信

- (1) 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。
- ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、振込発信受付時間を過ぎた場合の受付振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
 - ② 文書扱いの場合には、依頼日以後、翌々営業日以内に振込通知を発信します。
- (2) 振込機の操作時間によっては、翌営業日の取扱いとなることがあります。

5. 取引内容の照会等

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (3) 入金指定口座該当なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第7条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

6. 依頼内容の変更

- (1) 振込契約の成立後にその内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、「7. 組戻し」第1項に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
- ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 提出された振込金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、依頼内容の変更を行ったときは、これによって、生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

7. 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。
- ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当金庫は、組戻依頼書に従って組戻依頼電文を振込先金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、「6.依頼内容の変更」第2項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8. 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当金庫所定の手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却します。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

10. 災害等による免責

- (1) 次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
 - ② 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、

端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

- ③ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

11. 譲渡、質入れの禁止

- (1) 振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) この取引は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の1つにでも該当する場合には、当金庫はこの取引をお断りするものとします。

- ① 依頼人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前AからFに準ずる者

- ② 依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

13. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、依頼人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。依頼人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引を拒絶または取消す場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する依頼人の回答、具体的な取引の内容、依頼人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引その他当金庫と依頼人の間で行われる取引を拒絶または取消す場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、依頼人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する依頼人は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。在留資格または在留期間に変更や更新があった場合も同様とします。届出のあった在留期間が超過した場合は、本規定にもとづく取引を拒絶または取消す場合があります。

14. 預金規定等の適用

- (1) 振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびカード規定により取扱います。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。